

《利用料金》

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

以下、厚生労働省が定める事業者が受領する介護報酬額

・居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり

【居宅介護支援Ⅰ】

居宅介護支援（i）（取り扱い件数45件未満）

要介護1.2 ￥12,000（1086×11.05）

要介護3.4.5 ￥15,591（1411×11.05）

居宅介護支援（ii）（取り扱い件数45件以上60件未満）

要介護1.2 ￥6,011（544×11.05）

要介護3.4.5 ￥7,779（704×11.05）

居宅介護支援（iii）（取り扱い件数60件以上）

要介護1.2 ￥3,602（326×11.05）

要介護3.4.5 ￥4,663（422×11.05）

【居宅介護支援Ⅱ】ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合

居宅介護支援費（i）（取り扱い件数45件未満）

要介護1.2 ￥12,000（1086×11.05）

要介護3.4.5 ￥15,591（1411×11.05）

居宅介護支援費（ii）（取り扱い件数45件以上60件未満）

要介護1.2 ￥5,823（527×11.05）

要介護3.4.5 ￥7,547（683×11.05）

居宅介護支援費（iii）（取り扱い件数60件以上）

要介護1.2 ￥3,491（316×11.05）

要介護3.4.5 ￥4,530（410×11.05）

*同一敷地内減算

事業所が所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物に居住する利用者、又は同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者の場合報酬は95%となります

・初回加算の場合

【新規及び2段階以上の変更した方の居宅サービス計画を作成した場合】

￥3,315（300単位×11.05円）

・入院時情報連携加算の場合

【病院や診療所に入院するに当たって、職員に情報提供をした場合】

入院時情報連携加算（Ⅰ） ￥2,762（250単位×11.05円）

入院時情報連携加算（Ⅱ） ￥2,210（200単位×11.05円）

・退院・退所加算の場合

【病院や施設から退院又は退所した方のサービスを調整した場合】

(カンファレンス参加なし)

連携1回 ¥4,972 (450単位×11.05円)

連携2回 ¥6,630 (600単位×11.05円)

(カンファレンス参加あり)

連携1回 ¥6,630 (600単位×11.05円)

連携2回 ¥8,287 (750単位×11.05円)

連携3回 ¥9,945 (900単位×11.05円)

・緊急時等居宅カンファレンス加算の場合

【病院や診療所の求めにより共に居宅にてサービスを調整した場合】

¥2,210 (200単位×11.05円)

・ターミナルケアマネジメント加算の場合

【看取りの時期に医師等との連携を密に行い要件を満たした場合】

¥4,420 (400単位×11.05円)

・通院時情報連携加算

【医師・歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し医師との情報共有を行ったとき】

¥552 (50単位×11.05)

・特定事業所加算の場合

【主任介護支援専門員等配置・24時間連絡体制確保・定期会議・研修等開催等要件を満たした場合】

特定事業所加算Ⅰ ¥5,734 (519単位×11.05)

特定事業所加算Ⅱ ¥4,652 (421単位×11.05)

特定事業所加算Ⅲ ¥3,569 (323単位×11.05)

特定事業所加算A ¥1,257 (114単位×11.05)

・特定定事業所医療介護連携加算

【特定事業所加算を取得し、かつ退院・退所加算に関わる医療機関等との連携を年間35回以上行くとともにターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定した場合】

¥1,381 (125単位×11.05円)

・減算の場合

【運営基準減算】

・以下の居宅介護支援が行われない場合に基本単位の50/100に減算(2ヶ月以上継続している場合は0/100)

①居宅サービス計画を利用者に交付する事

②特段の事情がない限り、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録する事

③要介護認定や要支援認定の更新があった場合において、サービス担当者会議の開催等により、居宅サービス計画の内容について、担当者からの意見を求める事

【特定事業所集中減算】

- ・ 正当な理由なく6ヶ月間に作成されたケアプランに位置づけられた居宅サービスのうち、特定の事業者の割合が80%以上の場合

¥2,210 (200単位減算×11.05円)

* 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。